

評議員と役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくら定款第9条及び第23条に規定する評議員と役員の報酬及び費用弁償の支給に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 役員とは、理事・監事をいう。

(出席報酬)

第3条 評議員及び役員が評議員会や理事会に出席した場合は、1日の出勤とみなし別表1により報酬及び弁償費を支払うことができる。

2 理事長、及び常勤役員はこれを適用しない。

(業務報酬)

第4条 理事長が、評議員会、理事会以外の日において、法人業務及び法人が実施する障害福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、1日の出勤とみなし別表2により報酬及び弁償費を支払うことができる。

2 評議員及び役員が評議員会、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業運営のための業務にあたった場合は、1日の出勤とみなし別表3により報酬及び弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が弁償費の額を超える場合にはその実費とする。

4 常勤役員はこれを適用しない。

(常勤役員の勤務報酬)

第5条 常勤役員には別表2により報酬を支払うことができる。

(改正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(退職金)

第7条 評議員及び役員に退職金を支給することができる。

2 法務局に登録してある代表理事については、勤続年数に応じて下記の通りとする。

5年未満は支給なし。

5年以上10年未満は、勤続年数×30万円。

10年以上15年未満は、勤続年数×60万円。

- 15年以上20年未満は、勤続年数×100万円。
- 20年以上25年未満は、勤続年数×150万円。
- 25年以上30年未満は、勤続年数×200万円。
- 30年以上については、協議のうえ決定できるものとする。

(理事及び監事の報酬総額)

第8条 理事及び監事に対して、各年度の総額が300万円を超えない範囲で、支給基準に従って支給することができる。

報酬及び費用弁償に関する規程別表

別表1 評議員会、理事会出席報酬 (日額)

名 称	金 額	弁 償 費
理 事	10,000円	1,000円
評 議 員	10,000円	1,000円
監 事	15,000円	1,000円

但し、同じ日に評議員会、理事会に出席した場合の費用弁償は1,000円とする

別表2 業務報酬 (月額)

名 称	金 額	弁 償 費
理 事 長	200,000円	1,000円
常 勤 役 員	50,000円	就業規則適用

但し、理事長は1カ月に4日以上出勤した場合に20万円を支払うものとする
4日に満たない場合は1回につき3万円を減額する

別表3 業務報酬 (日額)

名 称	金 額	弁 償 費
理 事	11,000円	1,000円
評 議 員	11,000円	1,000円
監 事	15,000円	1,000円

附 則

1. 従来の規程は平成 24 年 3 月 31 日に廃止する。
2. この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
3. この規程は、平成 24 年 12 月 15 日から施行する。
4. この規程は、平成 29 年 1 月 28 日から施行する。
5. この規程は、平成 29 年 3 月 28 日から施行する。
6. 従来の規程は、平成 29 年 6 月 26 日に廃止する。
7. この規程は、平成 29 年 6 月 27 日から施行する。
8. この規程は、平成 30 年 1 月 25 日から施行する。
9. この規程は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。